

軽自動車税の課税及び減免についてのお知らせ

1 軽自動車税について

毎年4月1日現在、軽自動車、原動機付自転車（以下「原付バイク」といいます。）、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を所有している方に課税します。

4月2日以降に廃車や名義変更手続をしても、その年度の税金はかかります。また、年度途中で廃車や名義変更手続をしても税金の払い戻しはありません。

2 手続について

軽自動車等の所有者又は使用者に変更があった場合や、軽自動車等を改造した場合は、申告期限までに申告が必要となります。

<軽自動車税の申告期限>

○標識の交付や申告事項の変更（購入、名義変更（譲り受けた方）、転入等）

⇒事由発生日から15日以内

○標識の返納（廃車、名義変更（譲渡した方）転出等）

⇒事由発生日から30日以内

※盗難の場合には、警察署に届け出た後、速やかに申告を行ってください。

※一時的に使用しない場合の廃車は、受付できません(原付バイク、小型特殊自動車)。

※手続に必要なものは、内容により異なりますので、手続先にお問合せください。

車種	手続場所
軽二輪・二輪の小型自動車 (多摩ナンバー)	東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所 〒186-0001 国立市北3-30-3 電話 050-5540-2033
三輪及び四輪の軽自動車 (多摩ナンバー)	軽自動車検査協会多摩支所 〒183-0003 府中市朝日町3-16-22 電話 050-3816-3104
原付バイク・小型特殊自動車 (武蔵村山市ナンバー)	武蔵村山市役所 課税課 諸税係 〒208-8501 武蔵村山市本町1-1-1 電話 042-565-1111 内線122

3 車検用納税証明書について

令和5年1月から、軽自動車税納付確認システム(軽JNK S)導入に伴い、軽自動車(軽三輪・四輪に限る)の継続検査の際に軽自動車税納税証明書の提示が原則不要となりました。

① 納税通知書（金融機関、コンビニエンスストア）でお支払いされた方

車検用納税証明書がついていますので、金融機関等でお支払い後（領収印が必要）車検の際に必要な場合がございますので、大切に保管してください。

ただし、滞納がある場合など、納税通知書の車両番号欄に***印がある場合は使用できませんので、未納分を納付後に車検用納税証明書の発行申請をしてください。

② 口座振替の方

6月下旬に収納課から車検対象車両をお持ちの方へ車検用納税証明書を郵送します。

※①②の方で、お支払い後又は口座振替後2週間程度の間には車検を行う場合には、必ず領収証の原本（領収印のあるもの）又は振替口座（記帳済み）の通帳を御持参のうえ、市役所又は緑が丘出張所で車検用納税証明書の発行申請をしてください。

③ スマホアプリ決済や地方税お支払いサイトでお支払いされる方は次の点にご注意ください。

- ・領収書（車検用納税証明書）は発行されません。
- ・お支払い後2週間程度の間には納税証明書が必要な場合には、金融機関、コンビニエンスストア、市役所又は緑が丘出張所などの窓口で納付してください。

4 令和8年度軽自動車税の税率について

① 原付バイク・二輪・小型特殊自動車

(単位：円)

車種区分		税率
原付バイク (武蔵村山市ナンバー)	第一種 (50cc以下又は定格出力0.6kW以下)	2,000
	第一種 (125cc以下かつ最高出力4.0kW以下)	2,000
	第一種特定原付 (定格出力0.6kW以下)	2,000
	第二種乙 (90cc以下又は定格出力0.8kW以下)	2,000
	第二種甲 (125cc以下又は定格出力1.0kW以下)	2,400
	ミニカー (50cc以下又は定格出力0.6kW以下)	3,700
二輪 (多摩ナンバー)	軽二輪 (125cc超250cc以下)	3,600
	ボートトレーラー (被けん引車)	3,600
	二輪の小型自動車 (250cc超)	6,000
小型特殊自動車 (武蔵村山市ナンバー)	農耕作業用 (トラクタ等)	2,400
	その他 (フォークリフト等)	5,900

② 三輪及び四輪の軽自動車 (多摩ナンバー)

(単位：円)

車種区分			初度検査年月が 平成27年 3月31日以前 【旧税率】	初度検査年月が 平成27年 4月1日以降 【新税率】	初度検査年月が 平成25年 3月31日以前 【重課税率】	【軽課税率】	
						概ね 75%軽減 (ア)	概ね 50%軽減 (イ)
三輪			3,100	3,900	4,600	1,000	2,000
四輪以上	乗用	自家用	7,200	10,800	12,900	2,700	適用なし
		営業用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500
	貨物	自家用	4,000	5,000	6,000	1,300	適用なし
		営業用	3,000	3,800	4,500	1,000	適用なし

注1 重課税率については、初度検査年月 (新車新規登録された年月) から13年を経過した車両が対象となります (令和8年度は、初度検査年月が平成25年3月以前の車両が対象)。

注2 軽課税率の適用は、次の燃費性能等の優れた新車に適用し、初度検査年月の翌年度に限ります。

(ア) 概ね75%軽減

電気軽自動車

天然ガス軽自動車

(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNox10%以上低減達成)

(イ) 概ね50%軽減

乗用 (営業用) : 令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成

※ (イ) については、平成30年排出ガス規制からNox50%低減 (★★★★) 又は平成17年排出ガス規制からNox75%低減 (★★★★) しているガソリン軽自動車に限ります。

※ 燃費基準等の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

軽自動車税の減免手続については、裏面を御覧ください。

5 軽自動車税の減免について

身体又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下、「身体障害者等」という。）が所有する軽自動車等や公益のため直接専用する軽自動車等など、一定の要件に該当する場合は、納期限までに申請することで軽自動車税の減免を受けることができます。ただし、減免を受けられるのは自家用車に限ります。

該当する方・車両	必要な書類等	
1 障害の区分等が別表に該当する身体障害者等が所有し、使用（運転）する車両 2 障害の区分等が別表に該当する身体障害者等と生計を一にする方が所有し、その身体障害者等のために使用（運転）する車両 ※障害者1人につき1台です。 ※普通自動車の減免を受けている場合は、対象となりません。	<ul style="list-style-type: none"> ●別表に記載のある手帳 ●運転者の運転免許証 <p>※生計同一とは、原則として住民票の世帯が一緒の場合、あるいは税法上の扶養関係にある場合です。</p> <p>※別世帯で扶養関係にある場合には、別途、提出していただく書類がありますので、事前にお問合せください。</p>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●軽自動車税減免申請書（ホームページから印刷可） ●令和8年度軽自動車税納税通知書 ※支払わないでください。 ●法人の場合は代表者印 ●申請者の本人確認書類
福祉車両（改造車） （車両の構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのもの）	<ul style="list-style-type: none"> ●車検証 <p>※車体の形状欄に「車いす移動車」等と記載されているもの。</p>	
生活保護受給者が所有し、使用する車両 ※受給者1人につき1台です。	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護受給証明書（マイナンバーカードがあれば不要） ●運転免許証 	
公益法人等がその公益事業のために所有し、使用する車両	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の確認ができる書類（定款、商業登記簿謄本等） ●事業内容のわかるパンフレット ●使用の態様（使用目的、使用頻度、運行範囲） ●運行日誌（4月分）の写し 	

◎申請期限 令和8年6月1日（月）まで
 ※郵送での申請の場合は当日消印有効
 ※期限を過ぎると当該年度の減免が受けられませんので御注意ください。

◎受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日を除く）
 ※午後5時15分以降（木曜日の夜間窓口延長時を含む）は、受付できませんので御注意ください。

◎申請場所 武蔵村山市役所1階 課税課諸税係

【別表】

(1) 「身体障害者手帳」の次の区分に該当する方

障害の区分	障害の級別	減免割合
視覚障害	1級～3級・4級の1	免 除
聴覚障害	2級・3級	
平衡機能障害	3級・5級	
音声機能又は言語機能障害	3級（こう頭摘出に係るものに限る。）	
上肢不自由	1級・2級	
下肢不自由	1級～6級	
体幹不自由	1級～3級・5級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害		
上肢機能	1級・2級	
移動機能	1級～6級	
心臓機能障害	1級・3級・4級	
じん臓機能障害	1級・3級・4級	
呼吸器機能障害	1級・3級・4級	
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級・3級・4級	
小腸の機能障害	1級・3級・4級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害	1級～3級	
肝臓の機能障害	1級～4級	
備考 障害の級別は、 <u>身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号</u> による。		

(2) 「愛の手帳」の次の程度に該当する方

知的障害の程度が総合判定1度～3度までの方	免 除
備考 知的障害の程度は、 <u>東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）別表1 知的障害（愛の手帳）総合判定基準表</u> による。	

(3) 「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている方 免 除

(4) 「戦傷病者手帳」の交付を受けている方は電話でお問合せください。